

3. 法令改正

①意匠権、商標権侵害物品の水際取り締まり規定の 2022 年改正（関税法）

これまでは、侵害物品のうち個人取引（海外の事業者と国内の事業性のない者との取引についてもこのカテゴリーに入る。）については、税関の水際取り締まりの対象になっていなかった。

↓

しかし近年、越境電子商取引の進展に伴って海外の事業者と国内の事業性のない者との取引が増加している。

↓

特許法等の一部を改正する法律に基づき商標法、意匠法が改正（昨年 5 月に公布）

☆輸入する行為は、商標権や意匠権の「実施」にあたる。（従来から）

↓

【改正内容】

商標法「この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。」

意匠法「意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しにための展示を含む。以下同じ。）をする行為

↓

海外事業者が郵送等により模造品などを日本国内に持ち込む行為も水際取り締まりの対象になる。

↓

改正商標法及び意匠法の施行日と同日に関税法も施行

※改正商標法及び意匠法は、公布の日（令和 4 年 4 月 1 日）から 1 年 6 か月を超えない範囲内で政令で定める日

②GATT の基本原則

- 1、自由貿易の原則 数量制限を撤廃⇒関税化
- 2、無差別の原則
 - ①最恵国待遇の原則
 - ②内国民待遇の原則

【最恵国待遇の原則】

相手国に対して他の国に与えている条件よりも不利にならない条件を与えることを協定している。■WTO 税率

- 例外
 - ①EPA 税率（経済連携協定の税率）
 - ②特惠税率

内国民待遇の原則

内国税や国内規則の適用などで輸入産品を国内産品と比べて不利に扱わないという原則

③2022 年 HS 品目コードの概要

HS コードは、技術革新による新規商品の登場等に対応するため、おおむね 5 年ごとに改正が行われる。

(1) 新設される項の例

- 1) 24.04 たばこ等を含有する物品（電子タバコなど）
- 2) 84.85 3D プリンター
- 3) 88.06 無人航空機（ドローン）
- 4) 88.07 航空機の部分品（従前の「88.03 航空機の部分品」は、削除）

(2) 国連食糧農業機関（FAO）による提案により改正されるもの

食品などの分野では、昆虫、シイタケ等（第 07.09 項、第 07.12 項。）松の実（第 08.02 項）アフリカンチェリーの樹脂（第 12.11 項）について細分新設を行った。

.....

第 2 類 肉及び食用のくず肉

注

1 この類には、次に物品を含まない。

(b) 食用の生きていない昆虫類（第 04.10 項参照）

と、食用の昆虫類は、第 2 類（肉及び食用の肉）に分類されないことを明らかにした。

食用の昆虫類は、

第 4 類（酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産物）

04.10 昆虫（例えば、イナゴ、蜂の子など）

第 16 類（肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品）

16.01 ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は**昆虫類**から製造したものに限る。）～

16.02 その他の調整をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び**昆虫類**

.....

このように、調製された昆虫類（例えば調味付け）16 類と、そうでないもの 4 類との区別を明確化した。